

総務文教常任委員会会議録

1 本委員会の開催日時は次のとおりである。

平成27年3月5日（木）午前10時00分

2 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	池田 綱雄 君	副委員長	有村 隆志 君
委員	平原 志保 君	委員	阿多 己清 君
委員	中村 正人 君	委員	松元 深 君
委員	塩井川 幸生 君	委員	池田 守 君
委員	前川原 正人 君		

3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

なし

4 委員外議員の出席は次のとおりである。

なし

5 傍聴議員の出席は次のとおりである。

なし

6 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

教育部長	越口 哲也 君	教育総務課長	久保 隆義 君
学校教育課長	室屋 正俊 君	保健体育課長	新鍋 一昭 君
国分中央高校事務長	西田 正志 君	学校教育課長補佐	安藤 晋哉 君
保健体育課長補佐	落 盛久 君	教育政策G長	赤塚 孝平 君
学事G長	烏丸 充弘 君	指導事務G長	長濱 信博 君
スポーツ振興G長	野辺 貞孝 君	国分中央高校管理G長	福永 清美 君
耕地課長補佐	徳丸 慎一郎 君	耕地課長補佐	国師 五寿美 君
企画部長	中村 功 君	共生協働推進課長	田実 一幸 君
中山間地域活性化G長	西溜 和幸 君	中山間地域活性化G主任主事	鮫島 友和 君
土木課長	寺田 浩二 君	道路整備第1G長	松形 一敏 君
道路整備第1Gサブリーダー	谷口 誠一 君		
衛生施設課長	梅北 悟 君	施設管理G長	池之上 徳幸 君
総務部長	川村 直人 君	総務課長	満留 寛 君
総務課長補佐	小倉 正実 君	文書法制G長	西 敬一朗 君
人事研修Gサブリーダー	種子島 進矢 君		

7 本委員会の書記は次のとおりである。

書記 宮永 幸一 君

8 本委員会の付託案件は次のとおりである。

議案第1号 霧島市行政手続条例の一部改正について
 議案第3号 霧島市立幼稚園保育料徴収条例の一部改正について
 議案第4号 霧島市立学校授業料等に関する条例の一部改正について
 議案第14号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について
 議案第19号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画について
 議案第20号 霧島市過疎地域自立促進計画の一部変更について
 議案第22号 指定管理者の指定について（霧島市春山緑地公園）
 議案第29号 損害賠償の額を定め和解することについて
 陳情第8号 仮称 ミニボートピア国分設置に関する陳情書

10 本委員会の概要は次のとおりである。

「開 会 午前10時00分」

○委員長（池田綱雄君）

ただいまから、総務文教常任委員会を開会します。本日は、去る2月24日の本会議で当委員会に付託されました議案8件、及び継続審査の陳情1件についての審査を行います。ここで、委員の皆様にお諮りします。本日の会議は、お手元に配付しました次第書に基づき進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

それでは、そのようにさせていただきます。

△ 議案第22号 指定管理者の指定について

○委員長（池田綱雄君）

ただいまから、審査に入ります。まず、議案第22号、指定管理者の指定についてを審査します。執行部の説明を求めます。

○教育部長（越口哲也君）

今定例会に提案いたしました議案第22号、指定管理者の指定につきまして御説明いたします。提案理由としましては、公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者となる団体の名称及び指定の期間について、議会の議決を求めるものであります。春山緑地公園の指定管理者の指定に当たっては、近隣の施設と一体的な管理運営を行うことが望ましく、また、霧島市施設管理公社が蓄積した管理・運営技術や専門的技術などの経営資源を活用することによって、施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成できるため、指定管理の方法を直接指定とすることについて、審議を当委員会にお願いするものであります。詳細につきましては、主管課長が説明しますので、御審議方をよろしくお願いいたします。

○保健体育課長（新鍋一昭君）

春山緑地公園の指定管理者の指定について、御説明申し上げます。当公園は平成27年4月より、所管が耕地課から保健体育課に移ることから、管理運営について耕地課と協議し提案したところがございます。資料は、53ページから54ページです。指定管理者は、一般財団法人霧島市施設管理公社でございます。現在、海浜公園・南公園・児童体育館、そして近隣にある北公園の指定管理者である当公社を選定いたしました。選定理由と直接指定の理由と致しましては、昨年10月に完成してから指定管理者の指定までの期間が短かったこと、また、当公社には同様の施設の管理実績があることや、管理・運営技術などの経営資源を活用できることから、施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成できると考えられることから選定したものでございます。

○委員長（池田綱雄君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する質疑を行います。質疑はありますか。

○委員（阿多己清君）

今まで耕地課サイドで管理等をされてきている中では、ソフトボールとか野球が中心だったのかなと思うんですけども、今まで使用されていた団体等で競技種目等が分かったら教えてください。

○耕地課長補佐（徳丸慎一郎君）

よく使われるのが、スポーツ少年団でソフトボールです。あと野球等もございます。正式には4面ですが、スポーツ少年団の場合はまだちょっと面が取れるものですから、多数の団体が使っているというふうに思っております。

○委員（阿多己清君）

ソフトボールと野球オンリーだったということですか。

○耕地課長補佐（徳丸慎一郎君）

ソフトボールと野球がほとんどでした。他にはなかったです。

○委員（阿多己清君）

今後の所管が教育委員会サイドに移るということになるんですけども、この2種目以外に利用が可能なのでしょうか。どういう種目等を想定されていらっしゃるのでしょうか。

○スポーツ振興G長（野辺貞孝君）

御覧になったと思いますけれども、非常に広い施設でございますので、週末に利用されるソフトボール・野球以外に、平日にグランドゴルフであるとか、あるいはゲートボールであるとか、そういったものの利用というのは今後できると思います。まだ、備品等は十分揃ってはおりませんが、今後サッカーとか他の競技も備品の充実が図られることによって利用することは可能であると考えます。

○委員（前川原正人君）

今回、直接指定をするということで、指定の期間が27年4月1日から28年3月31日までと、1年間ということになってはいますが、できたばかりということで、そういう背景もあったと思うんですが、年間の指定管理料が大体いくらかの想定をされているのか、お聴きいたします。

○スポーツ振興G長（野辺貞孝君）

指定期間は、できて間もないということで、公募の時間というのを十分確保できませんでしたので、しかも1年間ということをお願いを致しました。耕地課サイドですべて今まで造って一部供用開始をしながら、やっと去年の10月に完成した経緯がありますので、スポーツ施設としてオープンしたときに、どの程度の経費が1年間掛かるかというのは非常にまだつかめないところでございます。そういった意味の1年間というふうに御理解いただければいいと思います。それから、27年度の当初では、830万円を指定管理料として今回の議会に提案をしているところでございますが、これは今まで耕地課サイドがやってきた管理実績をヒアリングをしながら、あるいは施設管理公社が私どもと協議をして、こうこういった広場、広さを維持管理するためにはどの程度必要だという人の問題、あるいは草刈り整地、そういったものを積み上げた金額が830万円で、一年目はこれで一応やってみようということで提案をしたところでございます。

○委員（前川原正人君）

一部供用開で今まで使ってきたという実績があるんですが、料金形態についてはどのような形態といいますかね、例えば1面だったり、全面だったりいろんな想定がされるんですが、それについてはどういうふうに設定をお考えなのか、お聴きします。

○スポーツ振興G長（野辺貞孝君）

当初、2年ぐらい前でしたか、この春山の条例を議会のほうにお願いをしたときに、やがてはスポーツ施設は一体的に管理をすることが望ましいだろうということで、平成22年の10月だったと思いますが、合併後の使用料調整で統一が図られました。大体それに基づいて、ソフトボール1面130円、野球1面210円、全面使った時が250円ということで、春山は条例で規定されていますが、大体それは他の施設と同じようなやり方でございますので、所管が保健体育課に移ったからということで料金が変わるとか、そういうことはないということでございます。

○委員（松元 深君）

指定管理者の選定は、合理的な理由又は特別な理由がある場合を除いて公募とするということで、今、説明があったとおり、そこは理解するんですが、1年にしたということは来年また公募をして指定管理をするという理解でよろしいでしょうか。

○スポーツ振興G長（野辺貞孝君）

奇しくも海浜公園、北公園、児童体育館、南公園の指定期間の満了が平成28年3月31日でございます。

ます。まだこれは保健体育課の考えですが、教育部あるいはまた市長には相談しておりませんが、この組み合わせを春山が増えたことによって、例えば生涯学習のいきいき交流センター・北公園・春山を一区画、あるいは南のほうは南のほうでまた一区画という公募区分もあるのではないだろうかということ、年度が変わってから協議を致しまして、夏の公募にどういう組合せで公募したほうが設置目的を果たすかということを考えてみたいと。そういう時間で1年間とさせていただきます。

○委員（前川原正人君）

春山公園というのは、旧国分市の時代からKAM霧島でしたか、補助事業等を利用して結構な年数が経って、こういう運びで完成に近づいてきているという背景があるわけですが、大体どれぐらいの費用が投じられたんですか。参考までにお聴きをしておきたいと思います。

○耕地第2G長（国師五寿美君）

今までに投与した全体金額と致しましては、6億7000万円手程度を投与しております。

○委員（前川原正人君）

今の説明は、市費だけじゃなくて、全体で6億7,000万円ということですか。

○耕地第2G長（国師五寿美君）

詳細と致しましては、県の県営事業のほうで1億3,900万円、市の単独が5億3,300万という状況になっております。

○副委員長（有村隆志君）

先ほど少し備品の整備もするというお話でしたが、現在、春山に行く道路が使えない状態になっております。交通アクセスの問題なんです、それも含めて取付道路がかなり迂回して入ってくるという部分もございますので、ちょうど下の重久のほうから上がってきたところからまっすぐ直接グラウンドのほうへ行くと、公園のほうへ行くという道路を取り付けていただけるというお話がございました。それは、教育部のこの管理の中にきちっと引継ぎがなされておりますか。

○スポーツ振興G長（野辺貞孝君）

施設の管理運営は、市長のほうから教育委員会のほうに委任を4月1日に受けるつもりですが、それまでの取付道路につきましては、引き続き耕地課が観光農園とか、ああいったところの一体的な整備の中でされるように聞いておりますので、やがて道路はピシッと整備されると思います。あとは耕地のほうで。

○委員長（池田綱雄君）

耕地課のほうの答弁をお願いします。

○耕地課長補佐（徳丸慎一郎君）

今回の当初予算の中で、春山緑地公園のアクセス道路ということで計上しております。

○委員長（池田綱雄君）

当初で整備すると。

○耕地課長補佐（徳丸慎一郎君）

はい。

○副委員長（有村隆志君）

それは早くやっていただきたいと思います。というのは、もう1年間前もって、かなり予約のほうのこともなんですけれども、使うことに関して年間行事で九州内から来て野球・ソフトをやるというチームもございますので、やはりそこら辺を配慮していただきたいというふうに思います。沖縄からも一緒に来られてソフトをやられている部分があるそうです。それで、施設の整備というところでございますけれども、二つ申し上げますけれども、一つ目は今、春山が使えないという状況です、その間使うということになると、みんな通れないので、そこら辺の案内をしっかりといただきたいということと、二つ目は整備に関してであります、できたばかりで影が少しないような気がします、本当に。子どもさんたちがソフト・野球とかやったときに、当然お子様を連れて、

ひょっとしたら母乳を与えないといけない方もいらっしゃるんじゃないかと。そうしたときに、ちょっと影が少ないような気がしますので、できたら一つ大きい建物というんですか、影になるようなものをつくっていただきたいという、これは整備の中でさっきおっしゃったので、そこら辺のことも今後、検討して頂きたいと。以上、二つです。

○スポーツ振興G長（野辺貞孝君）

これから使ってスポーツ施設として動き出すと、いろんな御意見が出てくると思います。影の問題も必要だと思います。あるいはまたそういう授乳だとか、そういった建物も必要だと。木は今、植えたばかりですが、やがては大きくなると思いますけれども、そういったもので不十分であれば今後、考えていきたいと。以上、二つです。

○委員長（池田綱雄君）

耕地課の答弁も求めます。

○耕地課長補佐（徳丸慎一郎君）

今回、当初予算で計上したのは道路部分ですが、今、野辺グループ長がおっしゃったとおり、樹木はまだ小さいですので、大きくなっていけば木陰ができていくんじゃないかとは思っておりますが、今回、私ども耕地課で計上しておりますのが道路改良の新設のほうを計上しております。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで執行部に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前10時15分」

「再開 午前10時18分」

△ 議案第29号 損害賠償の額を定め和解することについて

○委員長（池田綱雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第29号、損害賠償の額を定め和解することについてを審査します。執行部の説明を求めます。

○教育部長（越口哲也君）

今定例会に提案いたしました議案第29号、損害賠償の額を定め和解することにつきまして、御説明いたします。提案理由としましては、霧島市隼人町西光寺において、本市職員の公用車による事故について、被害者との示談の成立の見込みがたったことから、その損害を補償し、和解しようとするものであります。詳細につきましては、主管課長が説明しますので、御審議方をよろしく願います。

○保健体育課長（新鍋一昭君）

議案第29号、損害賠償の額を定め和解することにつきまして、御説明いたします。本案は、平成25年7月5日の午後4時20分ごろ、本市職員が運転する公用車が霧島市隼人町西光寺十三塚の交差点に侵入した際、左側から交差点に進入した相手方の軽乗用車に衝突し、損傷を与え、また相手方を負傷させたことに伴う損害賠償額を定め、和解しようとする議案でございます。過失割合としては市100%、相手方0%で、損害賠償額の総額は324万8,026円、内訳として車両修繕費の対物賠償額が25万236円、治療費などの対人賠償額が299万7,790円でございます。

○委員長（池田綱雄君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（塩井川幸生君）

車は25万3,000円くらいですか。あと299万円と、その内容を教えてもらえないですか。

○保健体育課長（新鍋一昭君）

治療費が24万7,790円、通院交通費が5,784円、休業損害が19万5,993円、慰謝料が27万円、その他として診断書料ですけれども5,500円、逸失利益と致しまして150万円、後遺障害慰謝料が77万2,723円でございます。

○委員（塩井川幸生君）

150万円のところをもう一回言ってもらえないですか。

○保健体育課長（新鍋一昭君）

逸失利益の中身につにつきましては、年齢別の平均賃金49万2,900円掛ける12か月掛ける労働能力喪失率5パーセント掛けるライブニッツ係数5.076を掛けた数字が150万円というふうに計算されております。

○委員（阿多己清君）

この過失割合が100対ゼロということなんですけれども、この略図を見る限り交差点と思われるんですが、優先度が違ったのか。100対ゼロというのは、一般的にはあり得ない割合なのかなと思うんですけれども、そこらはちょっと話題にはなっておりませんでしたか。

○保健体育課長（新鍋一昭君）

今は転勤されていらっしゃるかもしれませんが、ちょっと電話で確認いたしました。最初はけがもなかったということで、とりあえず病院に行ってくださいと言ったらしいです。あとはもう保険会社にお任せしましょうということで別れたと。その後、こっちの保険会社のほうから連絡がありまして、相手方が100対ゼロでないと納得しないようだということで通知を受けたそうです。それで100対ゼロということになったということでございます。その後、警察に呼ばれて人身事故となったということでございます。

○委員（松元 深君）

示談が2年近くに及んだのは、保険会社の交渉が損害割合のところなんかでもめたと理解してよろしいでしょうか。

○保健体育課長（新鍋一昭君）

通院期間が、25年7月5日から26年4月まででございますので、その以降長引いたというのは、そのような感じだと思っております。

○委員（塩井川幸生君）

その長引いた、掛ける12か月と言われましたが、1年間ですよ。100対ゼロでしてくださいと言われていますが、市の対応は今までもこういう賠償問題が出てきたら、大概100とかすごく市が悪い状態でいつも出てくるんだけれども、12か月も通院するような症状というのは何だったのか、むち打ちだったのか何なのか、分かっていますか。

○保健体育課長（新鍋一昭君）

通院自体は、最初、耳鳴りがするというで行かれております。

○委員（塩井川幸生君）

先ほど、どちらが優先道路かと聞かれましたけれども、この交差点の道路はどちらが優先道路になっているか、同じ状態なのか。

○スポーツ振興G長（野辺貞孝君）

事故後、すぐ現場に私が走りました。当市の公用車のほうは、他の交差点では一旦停止のマークが全部あります。しかし、事故があった現場は、一旦停止のマークがなかったということで、相手方がトンネルですから高速道路の下をくぐってきた、そっちのほうは優先なんだと思います。ほかの道路もそういうふうに全部してありますから。ただ、公用車が走っていたそこは、一回一回トンネルごとに止まらないといけないはずだったんですけども、警察ともそこで確認をしたんですが、

他のところはあるけれども、ここだけ一旦停止の表示がないねというような確認をしたんですが、その表示がなかったということで、先方が言い張るのは、「公用車が一旦停止の義務があるのに、止まらずに入り込んだことによる事故だから、100対ゼロだ」という言い分だったんだと思いますけれども、そういう状況の道路でございます。

○委員（塩井川幸生君）

私が言うのは、どちらが優先かと。市のほうの保険対策というのは、職員でされたのですか。交渉は。

○スポーツ振興G長（野辺貞孝君）

保険会社の事後処理担当のアジャスターという方が行かれて、向こうと話をしています。

○副委員長（有村隆志君）

この事案については、100対ゼロということであれば、当然交差点ですので、まず基本的な過失はいくらだとお考えですか。基本的な過失の考え方があるはずです。それから修正をいくら加えたというので考えていきますので、基本的な考えで過失はいくらだとお考えですか。

○教育部長（越口哲也君）

私は、この事故当時はいなかったものですから、後ほどこういう賠償の件が出て、見させていただいたわけですが、私もこれを見る限り8対2くらいかなというのが妥当な線かなと。私ども市のほうが8割、悪くて相手も2割程度はあるんじゃないかなと感じるところでございました。ただ、この中で先ほど申し上げましたように、当方は車両損害はありましたけれども、全くけがもなく、先方は結構けがもあって、長く治療もされたというような実情の中で、保険会社がやはり向こうの当事者と色々協議をする中で、8対2程度のところから9対1になり、最終的に示談を成立させるという運びをとるために、10対ゼロという形で保険会社のほうも処理をしたというようなことでございます。当然、保険会社が10対ゼロという処理を致しましたので、市の一般財源の持出し等は全くございません。全て保険のほうで給付をするということになりますけれども、実際に市が10対ゼロという形で飲まざるを得ない部分は非常に不本意な部分がございますが、やはりどこかで決をしていかないと、このまま引きずりましてもなかなか前へ進まないというところがあったものですから、保険会社の提案に基づいて10対ゼロという形で判断させていただいたということでございます。

○副委員長（有村隆志君）

おっしゃることは分かりました。だけど、当事者があつての事故ですので、2割ということは重過失ですよ。事故の説明を受けた中では、そんなに市のほうが悪いということを感じませんので、今後はそこら辺を安易に考えずに、もう少しきちっとやっていただきたいというふうに要望しておきます。

○委員長（池田綱雄君）

委員長を変わります。

○副委員長（有村隆志君）

委員長の職に就きます。

○委員（池田綱雄君）

確認の意味でお尋ねいたしますが、先ほどの部長のお話では最初8対2から入ったように私には聞こえたんですが、それは事実なのか。8対2から9対1になって10対ゼロというような答弁を先ほどされましたよね。それは8対2から、当初は8対2だったのか、もう一回確認の質問を致します。

○教育部長（越口哲也君）

8対2と申し上げましたのは、事故を起こした当人等の判断を下に、私もこの状況を見させていただく中では8対2かなと。その中で、事故を起こした当人からの話を聞く中では、それが9対1になり、最終的にはなかなかそこでも落ち着かない、相手が納得されないという中で、10対ゼロと

いう形になっていったということでございます。ですので、保険会社のやりとりの中見につきましては申し訳ございません、私も承知してないところでございます。

○委員（池田綱雄君）

その8対2というのは、保険会社の間でそういう議論があったというのは事実ですか。委員長報告で、部長がこういうふうに答えたと報告して、そうでなかったとなれば大変ですから、そこ辺をもう一回確認を致します。

○保健体育課長（新鍋一昭君）

今、8対2と部長が申しあげましたけれども、これは本人が当日感じたことだったと。悪くても8対2だろうということで、警察のほうでもどっちもどっちだなという話もあったみたいです。ただ本人は、悪くても8対2だろうということで、後は保険会社にお任せしましょうということで別れてきたということでございます。

○教育部長（越口哲也君）

保険の担当につきましては、財務課のほうが所管をしているわけなんですけれども、財務課のこの保険担当のほうとのやりとりの中で8対2であろうということで、いわゆる市のこの賠償担当の部署としては8対2ぐらいからスタートをして9対1、最終的にはなかなか折り合いがつかないの10対ゼロという形になったということで、私どもの保険担当の部署とは調整がそういう形でなされているということでございます。ですので、当然その部分は保険会社に、そのスタートの部分は10対0でスタートしているというふうに思われます。当初の場合は、8対2からスタートをしたということは間違いございません。

○副委員長（有村隆志君）

委員長を交代します。

○委員長（池田綱雄君）

委員長の職に就きます。ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで執行部に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前10時34分」

「再開 午前10時36分」

△ 議案第22号について

○委員長（池田綱雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。議案第22号の答弁につきまして、執行部から訂正発言の申出がありましたので、これを許可します。

○耕地第2G長（国師五寿美君）

先ほどの修正をさせていただきたいと思います。事業の県営事業につきまして、平成12年度から19年度にかけて、総額で1億3,943万6,000円、県営事業で使っております。市の単独事業と致しましては、平成20年度から26年度の10月までに6億3,640万7,000円を使っております。総計と致しましては、7億7,584万3,000円というふうになっております。訂正をよろしく申し上げます。

○委員長（池田綱雄君）

それでは、ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前10時37分」

「再開 午前10時39分」

△ 議案第3号 霧島市立幼稚園保育料徴収条例の一部改正について 及び
議案第4号 霧島市立学校授業料に関する条例の一部改正について

○委員長（池田綱雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第3号、霧島市立幼稚園保育料徴収条例の一部改正について、及び議案第4号、霧島市立学校授業料に関する条例の一部改正についてを審査します。執行部の説明を求めます。

○教育部長（越口哲也君）

今定例会に提案いたしました議案第3号、霧島市立幼稚園保育料徴収条例の一部改正につきまして、御説明いたします。提案理由としましては、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行により、子ども・子育て支援新制度が創設されることに伴い、保育料の額を改定すること及び保育料の減免額を規則で定めることについて、本条例の所要の改正をしようとするものであります。詳細につきましては、主管課長が説明しますので、御審議方をよろしくお願いいたします。

○学校教育課長（室屋正俊君）

議案第3号につきまして御説明いたします。議案書の6ページ、新旧対照表の13ページをお開きください。この条例改正の内容についてでございますが、第2条の保育料の額としてお示いたしましたように、世帯の階層区分に応じた額に改めるものであります。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている世帯からは徴収しないものと致します。（1）市町村民税非課税世帯（市町村民税所得割非課税世帯を含む）は月額3,000円に、（2）市町村民税所得割課税世帯は月額6,600円に改めるものであります。また、第3条の後段において、減額又は免除する額について、別に規則で定めることを規定しようとするものであります。なお、附則の経過措置で、この条例による改正後の第2条の規定は、平成27年4月分以降の保育料について適用し、平成27年3月分までの保育料については、従前の例によるものとしております。

○教育部長（越口哲也君）

議案第4号、霧島市立学校授業料等に関する条例の一部改正につきまして御説明いたします。提案理由としましては、公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第90号）により、高等学校等就学支援事業費補助金制度が創設されたことに伴い、本条例の所要の改正をしようとするものであります。詳細につきましては、主管課長が説明しますので、御審議方をよろしくお願いいたします。

○国分中央高校事務長（西田正志君）

議案第4号について、御説明いたします。議案書の7ページ、新旧対照表の14ページをお開きください。この条例改正につきましては、公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律により、高等学校等就学支援事業費補助金制度が創設されたことに伴い、第10条を第11条とし、第9条を第10条とし、第9条において、授業料の減免について規定し、同補助金制度の適用を受けるものであり、平成26年4月1日に遡り適用するものであります。

○委員長（池田綱雄君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する質疑を行います。まず、議案第3号について、質疑はありませんか。

○委員（平原志保君）

今回、6,600円という、受ける側からしては実質時間数が伸びる訳でもなく、値上げとして受け止められているように思うんですけれども、この6,600円という数値はどこから出てきたんでしょうか。

○学校教育課長（室屋正俊君）

この保育料を定めるに当たっては、鹿児島県内の各市にも調査を致しました。その結果、霧島市以外にいちき串木野市、姶良市、薩摩川内市が6,600円ということで課税世帯の保育料を定めているところがございます。市の規模からいって、同様の保育料で妥当ではないかと判断したところがございます。

○委員（平原志保君）

市の規模では6,600円が妥当なのかもしれないんですけども、年収を他と比較をしてみますと、私も調べたところ、大阪やら都内など平均の年収が高い地域と変わらない状態だったので、やはり負担感が大きいのではないかと思うのですが、その辺の考慮はされているのでしょうか。

○学校教育課長補佐（安藤晋哉君）

6,600円につきましては、先ほど課長から説明がありました市町のものもありましたが、全国の平均を出してみますと、6,600円程度というのがございました。家庭によってそれぞれの収入があって、今回値上げすることによっては多少負担があると思うんですけども、同じ答えになるんですが、他市町の同じ規模の市町村であり、収入とかそういうことも含めて考えたところでも、この辺が妥当ではないかなというふうな判断で設定させていただいたということがございます。

○委員（阿多己清君）

第3条に加えられている規定なんですけれども、別に規則で定めるということになっているんですが、減額又は免除する額、これの案があったらお示してください。

○学校教育課長（室屋正俊君）

それぞれの家庭の収入と、それから御家族の人数等の違いもありますので、できるだけそういう方々に措置ができますように今、考えているものを御説明いたします。多子世帯への軽減措置として、幼稚園年少から小学校3年生までのうち、第2子は半額免除、第3子以降については全額免除とする予定でございます。これは、現行の幼稚園における取扱いと同様の措置を国が講じていることに基づいて行うものです。一人親世帯や在宅障がい者のいらっしゃる世帯への軽減措置としましては、市町村民税非課税世帯は全額免除、市町村民税課税世帯の第1子については1000円減額し、6,600円を5,600円に、第2子については500円減額し、3,300円を2,800円とする予定です。これは現在、保育所運営費において行われている一人親世帯等への軽減措置が、新制度においては教育標準時間認定、いわゆる1号認定を受ける園児についても同様の軽減措置を実施することとしていることに基づいて行うものです。

○委員（阿多己清君）

できますれば、説明された今の表ができていたんだしたら、後ほどでも結構ですので配付を頂ければ有り難いです。要請をしておきます。

○委員長（池田綱雄君）

よろしいですか。[「はい」と言う声あり] よろしく申し上げます。

○委員（前川原正人君）

議案第3号の関係で、市長村民税非課税世帯については月額3,000円と、従前の料金からすると1,700円安くなるわけですね。今度は、新たに市町村民税の所得割課税世帯が6,600円と、これは国の基準を参酌をして、そして近隣市町の動向を見ながら自治体の裁量で6,600円というのを定めたことになるわけなんですけれども、そうしますと、これまで幼稚園使用料というのは、従前は4,700円で全て統一だったわけですね。それから考えると、今度はいわゆる課税世帯の人たちについては、ある意味で負担が増すことにもなるわけですが、そこでお聴きをしたいのは、この課税世帯が前年度の実績で見た場合に、どれぐらいの世帯になるのか、お示しいただけますか。

○学事G長（烏丸充弘君）

今年の決算見込みでいきますと、一応入園者のうち35名が減免の対象となっております。減免につきましては、非課税世帯・課税世帯に応じて減免額が遡って差し引く形になっておりまして、生活保護世帯については全額免除で、課税世帯が4万円減免、一人目が4万円、二人目が5万円。課

税世帯につきましては、一人目は減免がなくて二人目が5万円で、第3子は全て全額免除という形になっております。

○委員（前川原正人君）

要するに、課税世帯が4月のいわゆる最後の部分で従前の例によると。27年3月31日までについては、従前の例によるということがあるんですが、今入っている方はですね。新たに今年から入る人は適用になるんだよということなんですが、月額6,600円になる人たちというのが、どれぐらいの世帯数があるんですかっていうことをお聴きしているんです。減免がどうこうじゃなくて。この条例制定によって、どれだけの世帯が対象となりますかということですか。

○委員長（池田綱雄君）

答えられる人が答えてください。

○学事G長（烏丸充弘君）

新年度の歳入の見込みにおきましては、課税世帯が第1子が61名、第2子が43名を想定して予算を算定しております。

○委員（前川原正人君）

要するにこれは公立の幼稚園の関係の部分ですよ。今度は私立になると幼稚園就園奨励費でしたか、これがあるとその分が所得に応じて奨励金が入るわけですね。私立の幼稚園の場合は奨励金があるもんだから、その分を差し引くわけですね。それから見たときに、公立のほうと私立の幼稚園のほうとの整合という点では、そんなに格差があってはならないと思うんですね。それを比較したときに、どういう状況になるのか、お示しいただけますか。

○学事G長（烏丸充弘君）

子育て支援課のほうで、私立幼稚園の保育料を定めているわけですが、今の案ですが、市民税所得割課税世帯4万8,600円以下が月1万円、課税世帯の7万7,100円以下が1万4,500円、21万1,200円以下が1万9,000円、21万1,201円以上が2万2,000円という案になっているようであります。

○委員（前川原正人君）

それは、何か一覧の比較対照表がないと、なかなか分かりにくいんですね。要は、今回の議案の部分については公立の部分ですが、私立の部分と、これは認定こども園になると、また話は別の展開になっていくわけですので、その辺はぜひ一覧表で頂きたいと思います。それともう一点は、子ども子育て支援法ができて複雑になり、そして事務量もまた煩雑になっていくという側面を持っているわけですが、法律ができてしまうと、従わざるを得ないということになりますが、この認定こども園の部分についてというのは、もう公立についてはあくまでも幼稚園での設定という、そういう理解よろしいですか。

○学校教育課長（室屋正俊君）

今、御質問のあった幼稚園を認定こども園に移行するという考え方ですが、実は本会議の一般質問でも御質問がありましたが、これから先、あり方検討委員会の中で、公立幼稚園の民営化への移行であったり、体制として認定こども園への移行であったりということについて、地域のニーズとともに検討していきたいと考えているところでございます。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に、議案第4号について、質疑はありませんか。

○委員（前川原正人君）

今回、新たに高等学校等修学支援事業費補助金制度ができるということで、法改正になったわけですね。これが、現在では9,900円の授業料ですが、以前はこれが無料で、負担はなかったということになるんですが、問題は国が発表した、ここでは給付金という表現を使わせていただきますが、自治体で格差があると、各県で。そういうこともあって、制度設計がされたわけですが、生活保護

世帯で公立高校の場合は年間3万2,300円が出るよと。第1子の高校生で3万7,400円、23歳未満の兄弟がいる場合は、第2子以降の高校生の場合は12万9,700円ということで、国が示してきたわけですが、霧島市の場合は国の示した給付費のこの金額ということで理解をしいのか、まずはそこをお聴きします。

○国分中央高校事務長（西田正志君）

本議案の改正とは関係はないんですけども、県のほうで一括で行ってございまして、市として何かするということではございません。県で統一されております。国と同じで、そのままです。

○委員（前川原正人君）

霧島市立の高校ということで、国分中央高校が対象校ということで、こういう議案が提案をされていると理解するんですが、これもまた煩雑で、現在の2年生と3年生、そして新しく1年生で入る人、今度は申請の仕方が違うんですね。その辺は、教育委員会としてはノータッチなんですか。あとは、学校若しくは保護者との中でやり取りをやって、そして申請という形を取るんですか。

○国分中央高校事務長（西田正志君）

御質問の件につきましても、まず学校で受け付けまして、それをそのまま県のほうに送るということでございます。

○委員（前川原正人君）

大体どれぐらいの人たちが対象になるというのは、市のほうでは分からないわけですか。

○国分中央高校事務長（西田正志君）

授業料が発生しました件につきましては、授業料徴収者は4月・6月分につきましては15名、それから7月から27年度の6月につきましては11人の授業料が発生しております。それ以外につきましては、授業料に代わって就学支援金が支給されております。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで執行部に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩いたします。

「休憩 午前11時02分」

「再開 午前11時05分」

△ 議案第19号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画について 及び 議案第20号 霧島市過疎地域自立促進計画の一部変更について

○委員長（池田綱雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第19号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画について、及び議案第20号、霧島市過疎地域自立促進計画の一部変更についてを審査します。執行部の説明を求めます。

○企画部長（中村 功君）

それでは、議案第19号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画について、御説明を申し上げます。今回の議案は、「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」に基づき、市道の整備を行うことにより、口輪野・永迫地区の住民の利便性の向上と地域の活性化を図ろうとするものであり、その根拠となる「辺地に係る公共的施設の総合整備計画」を定めることについて、同法第3条第1項の規定により、議会の議決を求めようとするものでございます。詳細につきましては、共生協働推進課長が御説明を申し上げますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○共生協働推進課長（田実一幸君）

それでは、議案第19号の詳細について、御説明を申し上げます。議案書は、46ページでございます。この議案は、「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」（昭和37年法律第88号）に基づき、国分川内宇口輪野（くちわの）「口輪野・永迫」辺地において、市道整備を実施するための総合整備計画を定めるものでございます。はじめに、「辺地」とは、同法第2条の規定にある地域で、かつ、所定の要件を満たしている地域であり、当該地域において、公共的施設を整備するに当たり、議会の議決を経て「辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画」を定めることで、それに基づき公共的施設を整備する際、元利償還に要する経費の80%が、後年度において普通交付税の基準財政需要額に算入される有利な地方債である辺地対策事業債を起債することが可能になります。それでは、計画の内容について、簡潔に御説明申し上げます。47ページ、議案第19号の「別紙」総合整備計画書を御覧ください。「1. 辺地の概況」、「2. 公共的施設の整備を必要とする事情」につきましては、ここに記載してあるとおりになりますので、説明は省略させていただきます。「3. 公共的施設の整備計画」を御覧ください。今回の総合整備計画では、「口輪野・永迫」辺地内にある3路線の市道整備を計画いたしております。内容につきましては、平成27年度から平成31年度までの5年間に、市道瀬谷～岩崎山下線、市道口輪野～永迫線及び市道上之段～口輪野線の改良舗装工事等を行うこととし、総事業費1億8,000万円を見込んでいます。

○企画部長（中村 功君）

それでは、議案第20号、霧島市過疎地域自立促進計画の一部変更」について、御説明を申し上げます。今回の議案は、伊佐市、湧水町と共同で管理する伊佐北始良火葬場管理組合「ひしかり苑」について、火葬炉等設備の老朽化に伴い、大規模な改修を行う必要が生じたことから、「過疎地域自立促進特別措置法」に基づき、平成22年3月に策定した「霧島市過疎地域自立促進計画」（平成22年度～平成27年度）に新規事業として追加を行うための一部変更について、同法第6条第7項の規定により、議会の議決を求めようとするものであります。詳細につきましては、共生協働推進課長が御説明を申し上げますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○共生協働推進課長（田実一幸君）

それでは、議案第20号の詳細について、御説明申し上げます。議案書は49ページでございます。この議案は、「霧島市過疎地域自立促進計画」に新規事業を追加するための計画の変更について、「過疎地域自立促進特別措置法」第6条第7項の規定により、議会の議決を求めようとするものであります。はじめに、霧島市においては、横川・牧園・福山地区が過疎の対象地域となっております。「霧島市過疎地域自立促進計画」の定めによる公共的施設を整備する際、元利償還に要する経費の70%が、後年度において普通交付税の基準財政需要額に算入される有利な地方債である過疎対策事業債を起債することが可能になります。それでは、計画の内容について、御説明を申し上げます。まず、今回の計画の変更は、伊佐北始良火葬場管理組合「ひしかり苑」の火葬炉入替え及び火葬場改修など、大規模な改修を行う必要が生じたことによるものであります。総事業費は、3億1,961万9,000円、うち平成27年度は7,960万4,000円、平成28年度は2億4,001万5,000円となり、工事期間は平成27年度から平成28年度の2か年計画であります。この総事業費に対し、構成市町である伊佐市、湧水町、霧島市の3市町で負担することとなりますが、霧島市は6,896万8,000円であり、うち平成27年度は1,788万7,000円、平成28年度は5,108万1,000円の負担となります。次に、変更の内容について、御説明申し上げます。50ページ、議案第20号の「別紙」を御覧ください。変更の内容としましては、「霧島市過疎地域自立促進計画」の第4章、生活環境の整備中、「1. 現状と問題点」「2. その対策」「3. 計画」のそれぞれに「火葬場」の内容を追加するものであります。以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○委員長（池田綱雄君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する質疑を行います。まず、議案第

19号について質疑はありませんか。

○委員（前川原正人君）

今回、辺地債を利用するというので説明があったわけですが、27年度から31年度までの5年間、全て辺地で対応すると。例えば、他の事業の補助金とか、一般財源を投入するとか、そういうのは全くなしで、辺地債だけで全て対応するという、そういう理解でよろしいですか。

○土木課長（寺田浩二君）

今、委員がおっしゃいましたように、この路線については、今後5年間の事業整備について全て辺地債を充てて事業を進めていく予定でございます。

○委員（前川原正人君）

これは、裏から考えれば、5年間で全て終了するという理解でよろしいですか。それとも、取りあえず財源確保が容易な地方債を使ってという、そういう理解になるのか。取りあえず5年間なのか。そして、先々長い目でやっていくという、それは採択要件にちゃんと合致しないと無理な話なんですけど、先々までそういう計画があるということですか。

○土木課長（寺田浩二君）

今回の辺地計画で計画しております、市道瀬谷～岩崎山下線、市道口輪野～永迫線、それと市道上之段～口輪野線の3路線を今回、上げておりますが、そのうちの上之段～口輪野線につきましては、第3期整備計画の中で、延長100mの整備を終わる予定にしております。ただし、市道瀬谷～岩崎山下線につきましては、全体としては1,700mとしておりますけれども、実際には辺地債がこの路線にどれだけ充てられるかというのが不透明なところがございまして、予定の金額を起債を充てられない場合もありますので、実際には5か年の間に全てが、この計画路線の全てが完了することにはならないかと思っております。ですので、この路線につきましては、第3期整備計画以降の4期計画として引き続き井手ノ神橋のほうに接続を完了するまで整備を続けなければいけないというふうに考えております。

○共生協働推進課長（田実一幸君）

この辺地計画は、平成31年度まででございまして、また次の5か年を立てるときに、辺地の中では面積要件、人口要件とか、いろいろございますので、そのときにまた計算を致しまして、合致した場合はその次が採択になるかと思っております。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

○委員（阿多己清君）

48ページの資料の中で、第3期整備計画が5年度にまたがって、1,700mの予定をされているんですが、この中に市道が2路線、それからちょっとルートが違うのかもしれないかもしれませんが、市道上之段口輪野線があるんですが、この線1,700mの全部を満たしていないように思うんですけども、空いているところがありますが、ここらはまた次の問題だということで理解していいのか。それと、この中に第2期の整備計画の中で、26年度までの事業もあるんですが、これはもう既に終わっているのか、ここらをちょっとお聞かせください。

○土木課長（寺田浩二君）

この1,700mの計画以外のところで、第2期整備計画というふうには書いてある表示のあるところは、平成22年度から26年度で完了の場所でございます。それから、第3期整備計画として全体で1,700mの表示がしてありますが、まず市道瀬谷～岩崎山下線のほうの、資料でいくと今回の計画より左側のほうですね、こちらのほうにつきましては、まだ整備が終わってないところということで、先ほど申しましたように、土木課としましては第4期以降に整備をする方向で検討しなければならない区間かなというふうに思います。それから、市道口輪野～永迫線の表示のところの右側は、県道大川原小村線のところまで整備計画の表示がないと思うんですけど、こちらについては既に整備が終わっている区間ということになります。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

○委員（松元 深君）

確認しておきますが、この総合整備計画は、辺地度点数それから辺地度人口・面積によって、総合計画を立てられて、例えば5年で完了しないときには、また先送りも考えられるということでしょうか。

○共生協働推進課長（田実一幸君）

その通りでございます。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に、議案第20号についての質疑はありませんか。

○委員（阿多己清君）

このひしかり苑の整備計画ですけれども、ひしかり苑は築何年なのか、そこらの状況が分かれば教えてください。

○衛生施設課長（梅北 悟君）

この施設につきましては、昭和54年8月に供用開始しております。現在、35年が経過しているということで聞いております。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで執行部に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午前 1 1 時 2 3 分」

「再 開 午後 1 時 0 0 分」

△ 議案第 1 号 霧島意識行政手続条例の一部改正について 及び

議案第14号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について

○委員長（池田綱雄君）

休憩に引き続き会議を開きます。次に、議案第 1 号、霧島意識行政手続条例の一部改正について、及び議案第14号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定についてを審査します。執行部の説明を求めます。

○総務部長（川村直人君）

議案第 1 号、霧島市行政手続条例の一部改正について、御説明を申し上げます。本条例の一部改正につきましては、平成26年6月13日に公布され、平成27年4月1日から施行されます「行政手続法の一部を改正する法律」の趣旨にのっとり、行政指導の中止等の求めなどの各種手続に関する規定を新設することにより、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るとともに、用語の整理等を行おうとするものでございます。なお、詳細につきましては、総務課長が御説明申し上げます。

○総務課長（満留 寛君）

引き続き議案第 1 号について、御説明申し上げます。本市が行う事務のうち、法律に根拠のある処分については行政手続法の適用がありますが、条例又は規則に根拠のある処分や行政指導などについては、同法の適用がないことから、本市においては、市民の権利利益の保護に資するため、霧

島市行政手続条例を制定し、条例又は規則に基づく処分や行政指導などについて、行政手続法と共通する事項を定めております。今回の行政手続法の改正に伴い、法律に根拠を有する処分については、地方公共団体の事務についても改正後の行政手続法が適用されることとなるため、同法との均衡を図る目的で本条例を改正しようとするものであります。まず、第33条に第2項として「行政指導に携わる者は、行政指導をする場合に、許認可等を行う権限又は許認可等に基づく処分を行う権限を行使できることを示すときは、相手方に対し、その根拠となる法令の条項、当該条項に規定する要件及び権限の行使がその要件に適合する理由を示さなければならない」こととする規定を、第34条の2として「法律・条例に基づく行政指導を受けた者は、その行政指導が法律・条例に規定する要件に該当しないと思う場合には、書面で中止等を求めることができることとし、この申出を受けた市の機関は、必要な調査を行い、要件に該当しない場合には、中止等の措置をとらなければならない」ものとする規定を、第34条の3として「法令違反の事実を発見した場合には、その是正のための処分又は行政指導を行う権限を有する市の機関に対し書面でその旨を申し出て、処分又は行政指導を行うことを求めることができることとし、この申出を受けた市の機関は、必要な調査を行い、必要に応じ、是正措置を行うこと」とする規定を、第36条及び第37条として、聴聞における資料に係る写しの交付の請求を可能とすること、及び当該写しの交付に係る費用負担に関する規定を追加しようとするものであります。また、附則第2項で、今回の改正規定を引用している「霧島市税条例」の一部改正とともに、常用漢字の見直しに伴う「名宛人」等の用語の表記を改め、改正後の規定を平成27年4月1日から施行しようとするものであります。

○総務部長（川村直人君）

議案第14号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について、御説明を申し上げます。本条例につきましては、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携の強化等を図ることを目的とする「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が平成26年6月20日に公布され、一部を除き、平成27年4月1日から施行されますことに伴い、「霧島市教育長の給与等に関する条例」など4条例の廃止及び一部改正をするために制定しようとするものでございます。なお、詳細につきましては、総務課長が御説明申し上げます。

○総務課長（満留 寛君）

引き続き、議案第14号につきまして、改正の内容を御説明申し上げます。内閣の教育再生実行会議は、平成25年4月15日に「教育委員会制度等の在り方について（第二次提言）」の提言を行うとともに、これを受けた中央教育審議会では具体的な制度設計に関する審議がなされ、同年12月13日に「今後の地方教育行政の在り方について（答申）」が公表されました。この度、制定された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号。以下「改正法」といいます）が昨年6月20日に公布され、平成27年4月1日から施行されることになりました。今回の改正は、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長と教育委員会との連携の強化とともに、地方に対する国の関与の見直し等を図る制度の抜本的な改革を行うものであります。現在は、首長が議会の同意を得て教育委員を任命し、教育委員会の互選で教育長が任命されておりますが、今後は教育委員会委員長と教育長を一本化した新たな責任者（新教育長）を置くこととなります。新教育長は、首長が議会の同意を得て、直接任命・罷免を行い、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する立場となり、任期は現在の4年から3年となります。本条例の第1条におきましては、教育公務員特例法第16条第2項で「教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件については、他の一般職に属する地方公務員とは別個に、当該地方公共団体の条例で定める」と規定されておりましたが、その規定が削除され、教育長に対する給与等の支給根拠が、特別職の職員の支給根拠を規定した地方自治法第204条となるため、「霧島市教育長の給与等に関する条例」を廃止し、第4条におきまして「霧島市長等の給与等に関する条例」に教育長を追加するものであります。また、第2条に

おきましても、同様に「霧島市特別職報酬等審議会条例」に教育長を追加するものであります。第3条におきましては、教育委員会委員長と教育長を一本化した新たな責任者として教育長が置かれることとなり、教育委員会委員長の職がなくなるため、「霧島市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例」から教育委員会委員長を削除するものであります。なお、現行法の下で任命された旧教育長は、委員としての任期が満了する日までの間は、従前の例により在職するものとなっております。政治的中立性、継続性・安定性を確保するため、教育委員会を引き続き執行機関とし、職務権限は従来どおりとなっております。以上、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○委員長（池田綱雄君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する質疑を行います。まず、議案第1号についての質疑はありませんか。

○委員（前川原正人君）

今回、特徴的なものとして、行政指導の中止等を求めるなどの各種手続を執行ができるということが、新たに加わるといいますか、規定をされることになるわけですがけれども、その中で、例えば当該市の機関が必要な調査を行い、行政指導が法律に規定する要件に適合しないと認めるときは、行政指導の中止、そのほか必要な措置を取らなければならない。「ならない」ということで、しっかり規定をはめているわけですがけれども、そうすると当然、行政指導に対する中止があった場合、中止をする場合ですね。行政側がする場合となると、今度はその検証だったり、その内容の精査等の時間が掛かるわけですがけれども、これまでの従前のやり方と今後の制定に当たっての違いというのが、どういうふうに出てくるのか、お聴きをしておきたいと思います。

○文書法制G長（西 敬一郎君）

行政指導の中止等の求めについて、お答えします。御質問にございましたとおり、今回、その中止等を求めることができる、その求めがあった場合には、行政指導を行っている行政庁が自ら調査等を行い、その結果、その行政指導が求められたとおりに合理性を欠いているときには、中止等必要な措置をとるということで、今ちょっと触れましたけれども、検証と申しますか、まずその行政庁、行政指導を行っている行政庁が正当性・合理性を判断すると。そして、その結果を現在の行政手続法におきましても、第三者機関等で検証するというような手続は定めてございません。繰り返しになりますが、行政指導を行っている行政庁が求めを受けて、検証を行うということになります。

○委員（前川原正人君）

言われることは大体理解できるんですが、例えば、住民監査請求とかいうふうに発展をしていったときの在り方というのが、いろいろと出てくると思うんですね。これは法律に基づく制定ですので、従わざるを得ないというのはあるんですが、想定できることとして、住民監査請求などに発展をしたときに、また対応の仕方というのが大分違ってくると思うのですが、その辺の想定というのはどのようにお考えなのか、お聴きします。

○文書法制G長（西 敬一郎君）

行政指導につきましては、処分の前段階でございます。あくまで指導ですので、住民監査請求の対象となる処分あるいは財政支出といったものには該当いたしませんので、仮に監査委員のほうに申し立てられても、適格を欠いているということになるかと思えます。

○委員（前川原正人君）

中止命令を行政側が出しますよね。行政指導という形の上でのアクションが起こりますよね。そして、調査を始めますね。ここでは市長、首長が措置をするんだというふうになりますが、関連の所管課であったりとか、そこだけの所管課だけのエリア内で、事によってケースが違いますので、一概には言えないんですが、あくまでも最終的には首長の権限でという、そういう理解でよろしいわけですね。

○文書法制G長（西 敬一郎君）

行政庁という言葉でお話をさせていただいておりますが、必ずしも庁の部局が行うということに

は限りません。それぞれその大前提が、法律・政令・条例・規則にその根拠を有するものですので、いわゆる任命権者がいらっしゃる機関ですね。ですから、例えば農業委員会というのも行政庁になりますので、必ずしも市長がその処分庁の最終権者ということにはならないものです。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に、議案第14号について質疑はありませんか。

○委員（前川原正人君）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が変わって、条例の改定をするということになるわけですが、先ほどの説明であった、教育長に対する給与等の支給の根拠というのは、特別職の職員の給与を根拠と規定した自治法の204条ですか、そこにあるわけですが、これまでの教育長の給与というのは、現役の校長の給与を下回らないというのが、一つの根拠までは言えませんが、そういう流れがあったわけですが、これが原則であったわけです。そうなりますと、今度は判断基準というのが報酬審議会に委ねられるということで変更になるわけですが、やはり現役の校長の給与は下回らないということは、そこは担保されるわけですか。

○総務部長（川村直人君）

今回の改正で、市長・副市長・教育長ということで、同じ根拠のところになるわけで、今、御指摘のとおり、特別職報酬等審議会というものがあられるわけですが、ここ辺の改正をする場合につきましては、こういうところに当然、諮問をする場合もあります。その報酬審議会でいろいろ協議をしていただいて、答申を受けます。その答申を、首長である市長が、どういう形でそれを尊重されるのかという問題がありますので、今のところは現状に基づき定めようとするものですが、今後この改正がある場合は教育長だけではなくて、やはり審議会の御意見を聞いていということになりますので、そこにその基準は何かというのがあれば、今、御指摘のようなことは当然、念頭に入れて定めなければならないものと考えております。

○委員（前川原正人君）

もう一点は、今、教育委員長がいらっしゃるの、新教育長という形で、名称もなるわけですが、今後は教育長の任命については、議会の同意に際して、資質・能力を十分チェックすることになるわけですが、例えば所信表明を行った上で質疑を行うとか、そういう丁寧な手続を経ていくということが想定をされるわけですが、そうなりますと、今の任期は12月9日でしたか、ありますので、このまま従前のやり方で流れていくと思うんですが、所信表明とかいうことになる、次ですね、新たな新教育長の選任というときから始まるという、そういう理解でよろしいですか。

○総務部長（川村直人君）

そのとおりでございます。新たな候補者が所信表明を行った上で質疑を行うなど、丁寧な手続を経ることが考えられますよというのを、文科省のほうからも通知で来ております。ですから、本市の場合は、今の高田教育長の任期があるまでは現制度でいくんですが、任期が来れば、この次の新教育長は当然、新しい形でいくわけですので、その時点で、こういった文科省の通知などもよく参考にさせていただき、またあるいは既にもう新しい制度に入っている自治体もございまして、そういったところをいろいろ参考にさせていただきながら、本市についても取り組んでいきたいというふうに思います。

○委員（前川原正人君）

改正によって、いわゆる教育委員会の委員は従前のままで、今回の任期までは流れていくという理解をしているわけですが、いわゆる教育長の報告の在り方とか、教育長の手腕といいますか、選ばれた後の話ですが、その実情に応じて委員によるチェック機能が発揮できるように、報告の時期、対象となる事項、教育委員会規則において適切に定める必要があるということが、通達で

も来ていると思うんですが、霧島市の場合はどういう教育委員会のチェック機能、規則を定めようとされているのか、お示しいただけますか。

○教育部長（越口哲也君）

本会議の中でも質問が出まして、若干お答えした部分でもあるんですが、教育長は合議体の意思決定に基づき事務を執行する立場であることには変わりはないですので、合議体の意思決定に反する事務執行を行うことはできないというふうに理解しております。そういった形で、教育委員会規則の中でも、そういう形での取組をしてみたいと考えております。

○委員（前川原正人君）

それと、もう一点は、今回から大綱を策定しなければならないというのが、明記をされてきたわけですが、今度は大綱を定める場合、またこれを変更しようとする場合、あらかじめ総合教育会議において協議をするものというふうに、法律の第1条の3の第2項の中でうたわれているわけですが、本市の場合はどういう大綱だったり、総合教育会議という形になっていくのか、お示しいただけますか。

○教育部長（越口哲也君）

大綱につきましては、市の教育振興基本計画等の中から、特に教育振興計画の主題になる文、1条、2条、5条まで設定を予定しているんですけれども、1条、2条の骨格になる部分を大綱として策定することで代えることができるというふうになっております。霧島市と致しましては、前期計画が平成26年度で終了いたしまして、平成27年度から新たに5年間の教育振興基本計画を今、策定中でございます。その策定の中におきまして、市長の意向、思い等も最大限取り込みまして、市長ともこの大綱の中身につきましては、既に検討をしながら、市長のお考えも取り込みながら、この大綱の基本となります教育振興基本計画のほうの策定を進めているところでございます。そして、この総合教育会議につきましては、あくまでも27年4月1日以降でないことと改正ができないこととなっておりますので、もう既に4月中旬の日程を調整しているところでございますが、第1回目の総合教育を開催しまして、その中で、この教育振興基本計画・後期計画の中から大綱を再度、市長の確認を頂いて制定をしたいということで、準備を進めているところでございます。先ほど申し上げたとおりですが、長が総合教育会議において大綱を策定するとありますので、4月中旬に行われる第1回目の総合教育会議で大綱を策定するという運びになるということでございます。

○委員（前川原正人君）

今おっしゃいました総合教育会議、これはまた教育委員とは別という認識なんですね。教育委員も中に入っているし、例えば文化活動をされる方だったりとか、そういう幅広く募ってというか、そういう人たちを中に入れてというふうに想定が、国のほうでは考えられているようですが、本市の場合はどのようなメンバーになるのですか。

○教育部長（越口哲也君）

総合教育会議につきましては、あくまでも教育委員会と首長との間で行われる会議でございます。委員がおっしゃいますのは、恐らく意見聴取者等、いろんな問題があったときに、その意見を聴取する上では外部から委員等が入って、会議を開催することも可能でございますけれども、基本的には教育委員会と首長の間で行われるのが総合教育会議ということになっているようでございます。そのような形で、本市も進めさせていただく予定でございます。

○委員（前川原正人君）

今まで教育の関係というのは、戦前・戦中、第二次世界大戦が終るまでですよ、1945年まで、8月くらいまでの間の反省と教訓で、教育はやっぱり行政とは切り離すんだよってということが大前提になっていたわけですね。やはり、一番懸念をされるのは、今おっしゃったように首長と教育委員会で協議をして、そして総合教育会議というのは設けられる、これはもう法律ですので、設けなきゃいかんわけですが、懸念をされるのは政治介入という点から見たときに、首長の権限が強過ぎると、教育の部分まで政治介入になることが懸念されるんじゃないかっていうことも言われ

ているわけですね。そこをどこでストップというか、ブレーキをかけるのかというのは、教育委員会であつたりするわけですが、それをどこで担保するのかということが問われていると思うんですね。そういうふうにならないためのブレーキ役というのは教育委員会であるわけですが、その担保はどこまでできるのかというのは、どのように想定をお考えなのかですね、お示しただけだと思います。

○教育部長（越口哲也君）

当初、国も、教育委員会不要論という意見もあったようでございます。もう教育委員会を排して、首長が直接、教育委員会の業務をつかさどるような事務体制も、最初は検討されたようでございませぬけれども、やはり最終的には執行機関である教育委員会という組織を残して、その中で、やはり一定の教育に関する協議・検討を教育委員会が行って、それをもった中で、市民から選ばれたトップである市長の思い、判断等も仰いだ中で決定をしていくという流れが根幹にあります。そういう中で、教育委員会の決定事項に対して、やはり市長との意見が合わないところとかいう部分もあることは想定されるわけですが、「首長と教育委員会の判断が分かれた場合、教育に関する事務の管理執行については教育委員会が最終責任者として決定し、教育に関する予算の編成執行等については、首長が最終責任者として決定することとする」ということで、やはり責任の所在というのもそのように規定がされておりますので、特にこのことによって、大きく教育委員会が政治的に左右されるということはないのではなかろうかというふうに思っているところでございます。

○委員（前川原正人君）

大綱の定義として、資料をお持ちだと思うんですが、要は「教育基本法に基づき策定される国の教育振興基本計画における基本的な方針を参酌して決める」というふうになっているんですね。参酌するということは、参考にするということになりますけれども、やはり教育の課題という点では、地域性だったりとか、状況によって様々なケースがあるわけで、実情に応じて大綱をつくるというのは当然ですが、要は政治的介入というのが、予算を付けるのは首長で執行権者なんですが、教育の在り方、方針とかいうのに対しての政治介入が心配なわけで、それをどこでストップをするのかという点については、まだ曖昧な部分が残されているのかなという気がするんですが、その辺についてはどうお考えなのかですね、お聴きをしておきたいと思います。

○総務部長（川村直人君）

今回の改正法の最初に、まず「教育の政治的中立性を確保しつつ」ということで、委員が懸念をされているようなことが、これはこの制度を改めるときには、やはり大きな論点の一つではなかったらうかと思えます。ですから、先ほど教育部長のほうも答弁しましたように、最終的に意見が分かっても、教育委員会のほうが最終的には責任を負う部分というのは、ちゃんと規定がされているわけですので、何でも首長の思いがその中で通るということではございませんので、この法改正に当たりましては、その辺りも考慮をされて、政治と教育の別といいますか、政治的中立性を確保するということの担保はされていると考えております。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

○委員（阿多己清君）

この条例の施行が4月1日ですので、3月31日をもって教育委員長の任期が終わるということになりますか。

○教育部長（越口哲也君）

教育委員である教育長が任期の平成29年12月9日までは、教育委員会の長はあくまでも教育委員長ですので、教育委員長がその間は引き続き事務を行うということになります。教育委員会の長として、事務を行うということになります。

○委員（阿多己清君）

であれば、月1回の定例教育委員会も、引き続き今後も行われていき、重要審議はこちらの会議

等で進められていくということで認識してよろしいでしょうか。

○教育部長（越口哲也君）

全くそのとおりでございまして、その間、教育委員会を教育委員長がつかさどりながら、教育長が教育委員会事務局の事務を行うということでございます。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで執行部に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩いたします。

「休憩 午後 1時36分」

「再開 午後 1時39分」

△ 自由討議

○委員長（池田綱雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案8件の自由討議に入りますが、本日の会次第順に進めますので、意見があれば御発言ください。それでは、まず議案第22号について、意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に進みます。議案第29号について、意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に進みます。議案第3号について、意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に進みます。議案第4号について、意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に進みます。議案第19号について、意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に進みます。議案第20号について、意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に進みます。議案第1号について、意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に進みます。議案第14号について、意見はありませんか。

○委員（前川原正人君）

先ほどの審査でも、教育部長及び総務部長のほうで答弁がありましたとおり、政治的中立性を担保されているということなんですが、やはり任命権者が首長ということになりますと、懸念をされている政治的介入ということは、予算関係については別枠ですけれども、教育の在り方について首長が介入するのではないかという懸念がありますので、その部分については首長としても、やはり配慮をすべきだということを述べておきたいと思います。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案8件の自由討議を終わります。

△ 陳情第8号 仮称 ミニポートピア国分設置に関する陳情書

○委員長（池田綱雄君）

次に、継続審査となっております陳情第8号、仮称 ミニポートピア国分設置に関する陳情書について審査します。9月16日の前々回の審査時において、執行部から意見聴取をした際は、「国分敷根地区へのミニポートピア国分の設置に関して、議会のほうに陳情書が出されたが、市としては、その内容については承知をしていない」との答弁がありました。また、12月9日の委員会において、「設置手続について、まだ何ら関係者から執行部のほうに打診はない」との報告を受けたところです。その後の進捗状況を、書記に報告させます。

○書記（宮永幸一君）

先日、委員会打合せがございました2月24日の時点で、執行部に確認をしましたところ、昨年の12月と変わらず、関係者からの打診はないとの回答があったことを報告いたします。

○委員長（池田綱雄君）

ただいま書記から報告がありました。これから自由討議を行います。意見があればここで御発言ください。ありませんか。

○委員（中村正人君）

前回と前々回に引き続き、今回も関係者からの打診がないということでございますので、今回もまた継続審査ということにさせていただきたいと思っております。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

○委員（前川原正人君）

前回の委員会打合せの後、ちょっとお聴きをしたら、敷根地区自治公民館長は何か代わられているようですね。ですから、陳情を出されたときは亀井昇さんが館長だったんですが、継続にすることに対しては別に問題ないとして、館長さんが代わられたりすれば、またその思いとかも違う部分もあるのではないかとこのも鑑みまして、継続審査の中で、館長の署名が違いますけれども、敷根地区の代表者という、そういう観点から考えたときに、4月以降に新しい公民館長さんへの聴取というとも、今後は必要になってくるのかなという気がします。

○委員長（池田綱雄君）

一応、継続審査にして、新しい敷根地区自治公民館の体制になってから、公民館の意向をお聴きするということですね。

○委員（前川原正人君）

そうです。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで陳情第8号の自由討議を終わります。

△ 議案第1号 霧島市行政手続条例の一部改正について

○委員長（池田綱雄君）

それでは、これより議案処理に入ります。議案番号順に行います。まず、議案第1号、霧島市行政手続条例の一部改正についての討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第1号については、原案のとおり可決すべきものと決定

することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第1号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△ 議案第3号 霧島市立幼稚園保育料徴収条例の一部改正について

○委員長（池田綱雄君）

次に、議案第3号、霧島市立幼稚園保育料徴収条例の一部改正についての討論に入ります。討論はありませんか。

○委員（前川原正人君）

私は、第3号に対しまして、反対の立場から討論に参加を致したいと思えます。審査の中で明らかになったわけですが、今回の議案については、従前の幼稚園の保育料につきましては、一律4,700円でありましたが、今回の改正で市長村民税非課税世帯は月額3,000円になって、1,700円の値下げというふうになっております。非課税世帯ではですね。一方、所得税課税世帯は月額6,000円ということで、課税世帯で見ますと、第1子の世帯が61名、第2子の世帯が43名、合計104名の世帯が負担増となるということが明らかになりました。したがって、本案につきましては賛成できないということを述べまして、反対討論と致します。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

これで討論を終わります。採決します。議案第3号について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立者7名、起立多数と認めます。したがって、議案第3号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△ 議案第4号 霧島市立学校授業料に関する条例の一部改正について

○委員長（池田綱雄君）

次に、議案第4号、霧島市立学校授業料に関する条例の一部改正についての討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第4号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第4号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△ 議案第14号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について

○委員長（池田綱雄君）

次に、議案第14号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定についての討論に入ります。討論はありませんか。

○委員（前川原正人君）

私は、議案第14号について、反対の立場から討論に参加を致したいと思います。今回の議案は、約半世紀ぶりに教育委員会制度が変更をされるという特徴を持っています。問題は、審査の中でも述べましたとおり、自治体の首長が教育長を任命することによって、政治的には中立という点からも、教育委員会の権限も担保されているというふうに執行部は答弁されましたけれども、やはり首長が教育委員会に政治的介入をするのではないかという、そういう懸念が考えられることから、本案には反対であることを述べまして、反対討論と致します。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

〔「なし」という声あり〕

これで討論を終わります。採決します。議案第14号について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立者7名、起立多数であります。したがって、議案第14号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第19号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画について

○委員長（池田綱雄君）

次に、議案第19号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画についての討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第19号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第19号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第20号 霧島市過疎地域自立促進計画の一部変更について

○委員長（池田綱雄君）

次に、議案第20号、霧島市過疎地域自立促進計画の一部変更についての討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第20号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第20号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△ 議案第22号 指定管理者の指定について（霧島市春山緑地公園）

○委員長（池田綱雄君）

次に、議案第22号、指定管理者の指定についての討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第22号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第22号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第29号 損害賠償の額を定め和解することについて

○委員長（池田綱雄君）

次に、議案第29号、損害賠償の額を定め和解することについての討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第29号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第29号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 陳情第8号 仮称 ミニポートピア国分の設置に関する陳情書

○委員長（池田綱雄君）

次に、陳情処理に入ります。陳情第8号、仮称 ミニポートピア国分の設置に関する陳情書については、先ほどの自由討議で継続審査という意見がございましたが、皆さん継続審査で異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、陳情第8号は継続審査とすることに決定しました。

△ 委員長報告に付け加える点

○委員長（池田綱雄君）

議案処理及び陳情処理が終わりましたが、委員長報告に何か付け加える点はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

それでは、報告については委員長に御一任いただけますでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

それでは、そのようにさせていただきます。これで、付託された案件の審査を終了します。

△ 閉会中の所管事務調査について

○委員長（池田綱雄君）

次に、閉会中の所管事務調査について協議します。具体的な調査項目等の御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

それでは、従来のとおり、「総合的な企画行政について」「行財政運営について」「消防行政について」「選挙管理委員会、監査委員、公平委員会の事務について」「教育行政について」とし、議長に提出することによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

それでは、そのように致します。

△ その他

○委員長（池田綱雄君）

次に、委員会全般に関するその他として、委員の皆様から何かありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、以上で本日の総務文教常任委員会を閉会します。

「閉 会 午後 1時57分」

以上、本委員会の概要と相違ないことを認め、ここに署名する。

委員長 池 田 綱 雄